

鱒ヶ沢町消防団・安全管理マニュアル
【火災・地震津波】



平成26年4月

鱒ヶ沢町

目 次

はじめに	．．．．．	P	1
------	-------	---	---

1	消防団の任務	．．．．．	P	2
---	--------	-------	---	---

火災編

2	火災出動時の安全管理	．．．．．	P	2
3	出動時の留意事項	．．．．．	P	2
4	消防団車両運行上の留意事項	．．．	P	2
5	水利部署時の留意事項	．．．．．	P	3
6	ホース延長時の留意事項	．．．．．	P	3
7	送水時の留意事項	．．．．．	P	3
8	注水活動時の留意事項	．．．．．	P	4
9	残火処理の留意事項	．．．．．	P	4
10	引揚げ時の留意事項	．．．．．	P	4
11	消防団の活動イメージ	．．．．．	P	5

地震・津波留意事項

1	地震・津波留意事項	．．．．．	P	6
2	消防団員の参集方法	．．．．．	P	6
3	消防団活動の留意事項	．．．．．	P	8
4	地震発生時の留意事項	．．．．．	P	8
5	災害時消防活動の留意事項	．．．	P	9
6	救出活動の留意事項	．．．．．	P	9
7	消防団の活動イメージ	．．．．．	P	10

はじめに

消防団は、『自分たちの地域、町を自分達で守る』という理念のもと自発的活動、任意に地域福祉の精神を趣旨とした組織である。構成する消防団員についても、本業を持つ傍ら入団するものであるが、これらと同様の精神をもとに活動に取り組むものである。一方、消防団は条例等で定める公的組織でもあり、その活動は公務として扱われ、消防団員の立場についても非常勤（特別職）地方公務員として位置付けられている。

これらの自主的・活動・自発的精神と公的立場の相互を十分に理解したうえで、社会事情、時代の流れ等に順応すべく、消防の使命達成及び地域消防防災力の向上に努めるものとする。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、車両を含めた資機材も大きな被害を受けた。

この『消防団安全管理マニュアル』では、本震災を悲劇とした、すべての消防団員が『自分の命、家族の命を守る』ことを最優先の行動を原則としたものである。

また、即座に消防活動に携わることができないことを前提に、その状況から判断する行動や、組織としての活動を地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

1 消防団の任務

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため、災害現場に出動する。

消防団における安全管理は、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策であることを心得ること。

【火災編】

2 火災出動時の安全管理

火災は、1件の火災であっても時間の経過により危険度は増大し、また緊張した状態の中での煙や熱との戦いのため、体力かつ精神的疲労が著しく、指揮隊も団員も常に安全に対する配慮と、確認をしながら冷静な思考力を持続し、任務を達成しなければならない。

指揮隊の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員自らが相互に安全を確保すると共に、自らの生命・身体も守らなければならないことを自覚しなければならない。

3 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として、防火衣（刺子）・活動服、アポロキャップ、ゴム長靴、手袋着用とし、各部屯所に参集し、消防団車両で出動する。なお、直接現場へ自家用車等で出動する場合も、この服装に準ずるものとする。

4 消防団車両運行上の留意事項

- ① 赤信号の交差点通過時は、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、T字路、一時停止場所等においても同様とする。
- ② サイレンを吹鳴していても、一般車両は、直ちに避讓ひじょうしないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。
- ③ 高さ、重量制限等のあるところは、自分の隊の車両規格を確認して通行する。
- ④ 拡声器等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。特に避讓ひじょう車の陰や路地などから飛び出す車両や歩行者に注意する。
- ⑤ 火や、煙がみえると、それに気をとられ、注意力が欠落し易いので、運転者はもちろん全員で前方に注視し進行する。
- ⑥ 出動時は、他の隊も各方面から出動してくるので、特に交差点やT字路では、消防車

同士の出会い頭の衝突に注意する。

- ⑦ 現場へ到着し、団員が一般車両通行側へ下車する際は、火点への急行に気を取られず一般車両の通行に注意して下車する。尚、通路横断の際も同様に細心の注意を払う。

5 水利部署時の留意事項

- ① 水利部署は、吸水設定、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の消防団車両及び団員の行動に相互に注意する。
尚、水利部署する際は、車両に車輪止めをし、事故防止を図る。
- ② 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管を伸長してから解放し、スピンドルドライバーは、吸管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず機関員は、そこから離れない。
- ③ 吸管伸長は、吸管のはね返りやつまずきに注意し、消火栓等に結合したら必ず吸管の緊着状態を確認する。
- ④ 貯水槽、河川等の水利に通行人などが転落する危険性のあるとき、ロープまたは、コーンなどで表示し注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- ⑤ 河川等について転落危険のある水利は、ロープ等で団員の身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
尚、河川の投入に際しては吸管の浮き上がりに注意する。
- ⑥ 積雪、寒冷時は滑り転倒に注意し、重心を低くし小股で歩くようにして作業を行う。

6 ホース延長時の留意事項

- ① 手びろめ延長時は結合金具、筒先の落下やホースバンド、ホースのたれ下がりに注意すると共にホースの折れ、ねじれの無いようにする。
- ② 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないように延長する。
- ③ 塀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。

7 送水時の留意事項

- ① 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、放水始めの合図を待って送水するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- ② 予備送水は、筒先位置が確認できる場合としいつでも停水できる姿勢で送水する。
- ③ 見通しの良い場所でも、梯子等利用し高所へホースを延長しているときは、筒先員の放水姿勢が完了してから送水すること。
- ④ ホース結合状況を確認して余長ホースをとり、放口は徐々に開放する。

8 注水活動時の留意事項

- ① 筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、確実に2人で担当し安全を確保する。
- ② 筒先を離すと危険であるため、高圧注水で反動力に耐えられないときは噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットとし、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- ③ 注水するときは、吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行う。
- ④ 火災建物の両方向から、注水する場合は、他隊筒先員へ誤って注水しないよう注意する。
- ⑤ 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯になりはね返る危険があるので、注水は噴霧等を適切に使用して行う。

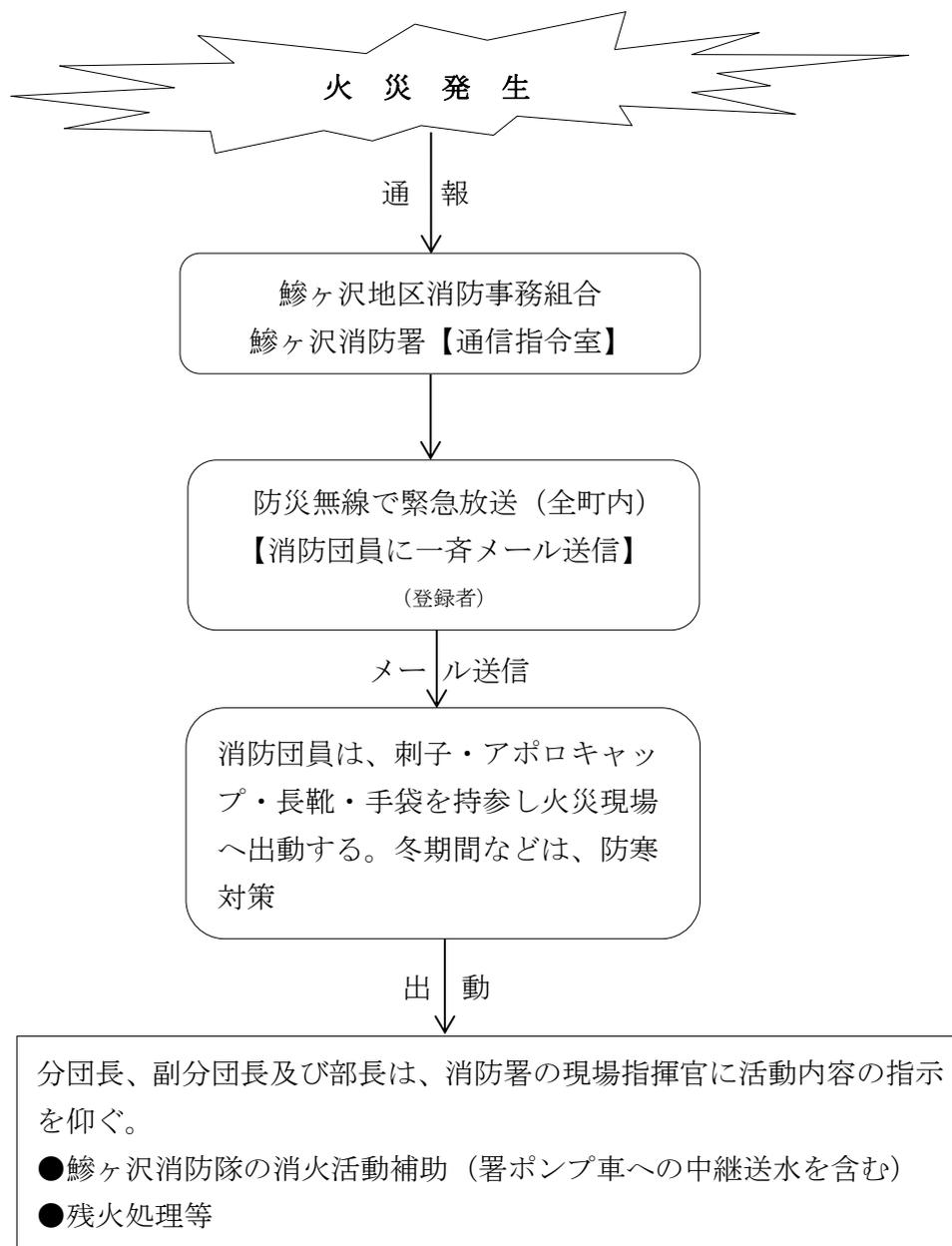
9 残火処理の留意事項

- ① 疲労や緊張弛緩しかんから注意力が散漫になるので、適宜交代や作業分担を行って疲労の軽減を図り、注意力の持続を図る。
- ② 屋根等の高所で活動するときは、自己確保等転落防止措置を講ずること。
- ③ 壁や柱等の焼け状況から崩落の恐れがある場合は消防署との協議により、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止処置をとる。
- ④ 放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。

10 引揚げ時の留意事項

- ① 現場で使用した資機材を撤収し走行中に落下紛失しないよう確実に積載すること。
- ② 使用した水利の確認。使用した防火水槽の給水や蓋の確認を行う。
- ③ 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、喚呼応答かんこおとうによる確認を行うなど注意力の持続に努める。
- ④ 帰所後は直ちに資機材の積替えを行うとともに、残水を排除し吐出口、吸水口、ドレンコック等を確実に閉鎖する。冬期間は消防ポンプ等凍結防止措置を行う。
- ⑤ 次の出動に備え、車両の燃料・ポンプの燃料、真空オイル等も確認すると共に、車両及びポンプ、資機材等の定期的な点検を実施する。
- ⑥ 初期における屋根のソーラーシステムの家屋火災や、高圧電源火災の場合は、消火活動は消火器又は、噴霧注水にて感電防止に注意する。

1.1 消防団の活動イメージ



※消防署連絡先

鱒ヶ沢地区消防事務組合

鱒ヶ沢消防署（1階）0173-72-2710

【地震・津波編】

1 地震・津波留意事項

災害時には、同時多発火災の発生、建物倒壊及び津波等による救助事故の多発により、多数の傷病者の発生など膨大な消防活動が予想される。消防団員は装備資機材などの総力を結集して、災害防除活動に当たり町民の生命、身体及び財産の保護に努める。

また、町内会や自主防災組織、婦人防火クラブ等の地域密着型の防災活動が、災害発生後の被害軽減に著しい成果を上げることから、各組織のリーダーと連絡を取りながら、これら地域防災力と役割分担を踏まえながら活動を実施する。

2 消防団員の参集方法

基本的に地震発生時における参集については、団員各自がテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急地震速報メール）等で地震及び津波の有無を把握し、配備基準に達したら、定められた場所に自主参集するものとする。

◆非常配備基準

配備体制	階級	消防団員の行動	鱒ヶ沢消防署の体制
震度 3 (準備体制)	消防団長	状況により災害対策本部へ参集	・準備体制 (勤務者対応)
	副団長・団付部長 分団長・副分団長	状況により団本部から召集 ※(各分団の情報収集)	
	部長・班長・団員	状況により分団長あるいは、副分団長から召集	
震度 4 津波注意報 20 cm以上～1m以下 (警戒体制)	消防団長	状況により災害対策本部へ参集 ※津波注意報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	・警戒体制 (指定職員)
	副団長・団付部長 分団長・副分団長	状況により団本部へ参集 ※(各分団の情報収集) ※津波注意報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	
	部長・班長・団員	状況により分団長あるいは、副分団長から召集 ※津波注意報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	
震度 5以上 津波警報 1 m以上～3m以下 (非常体制)	消防団長	災害対策本部から召集 ※津波警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	・非常体制 (消防署員召集)
	副団長・団付部長 分団長・副分団長	状況により団本部から召集 ※(各分団の情報収集)	

		※津波警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	
	部長・班長・団員	状況により分団長あるいは、副分団長から召集 ※津波警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	
震 度 5強以上 大津波警報・特別警報 3m以上～ (非常体制)	消防団長	災害対策本部へ参集 ※大津波、特別警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	・非常体制 (消防署員召集)
	副団長・団付部長 分団長・副分団長	団本部から召集 ※大津波、特別警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	
	部長・班長・団員	団本部から召集 ※大津波、特別警報発令の場合は沿岸部、川沿い付近は高台等に避難	

3 消防団活動の留意事項

- ① 常に所在を明確にしておき、最新の被害情報が得られるようにラジオ、携帯電話等を持参し連絡手段を確保する。また災害対策本部と各分団との連絡体制（防災無線・召集メール等）の整備に努める。団員の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておく。
- ② 管轄地域の地理、消防水利、危険要素を調査把握するとともに、避難経路、危険個所を調査し、非常時における迂回路の選定や、誘導方法等を事前に把握しておく。
(道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山、崖くずれの危険個所等)
- ③ 日頃から、消防用資機材・救助用資機材（積載ポンプ・投光器等）の管理や取扱訓練を実施しておく。
- ④ 自己の職の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、その任務等を熟知させて備えておく。
- ⑤ 特別な精神状態（疲労、使命感）と極度の緊張の中でも冷静沈着に活動指揮命令及び遂行ができる精神力を養い、健康管理の徹底に努める。

4 地震発生時の留意事項

- ① 消防団員の参集は、地震の発生をもって「召集が発令」されたものとし、震度区分により自主参集すること。
- ② テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急地震速報等）などで地震の震度及び津波の有無を確認すること。本マニュアルに示す参集基準に達した場合は、家族の安全、勤務先の被害に配慮しつつ、速やかにそれぞれの屯所に参集すること。ただし、津波浸水が予想される地域においては、津波警報が発令された場合、住民に呼びかけると共に高台等に避難すること。
津波警報が解除されるまで、津波による浸水が予想される地域では、一切の消防活動を行わない。
遠隔地での地震等、津波到達までの時間の余裕がある場合は、団本部の指示により避難誘導を行うとともに、消防団車両の高台避難を行うこと。
河川水門ゲートの鍵を保管している部にあっては、水門の閉鎖も合わせて行う。ただし、団員自らの安全を最優先して活動し、避難おくれが予想される場合は、すべて中止して避難を行うこと。
- ③ 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等、特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を所属分団の部長あるいは、副部長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。
- ④ 交通途絶等により定められた場所に参集することができない場合は、近場の避難場所に参集し、そこの活動に当たる。（地域の公民館、集会場等とする）
- ⑤ 自家用車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5以上の場合は、徒歩又は自転車・バイクなどを使って参集する。
- ⑥ 所属分団各部への参集に際して、当該地域の被害状況の把握に努め、緊急性を要するものは団本部に連絡すること。

- ⑦ 参集する途中で救助を求めている状況のあった場合は、人命救助を最優先とし、直ちに救助を行い、被害者の安全を確保した上で参集する。
- ⑧ 通信手段は、地震後には電話、携帯電話はつながり難く、携帯電話のメールが極めて有効であることから、消防団員は災害時に他の通信手段がない場合は、携帯電話メールを活用すること。

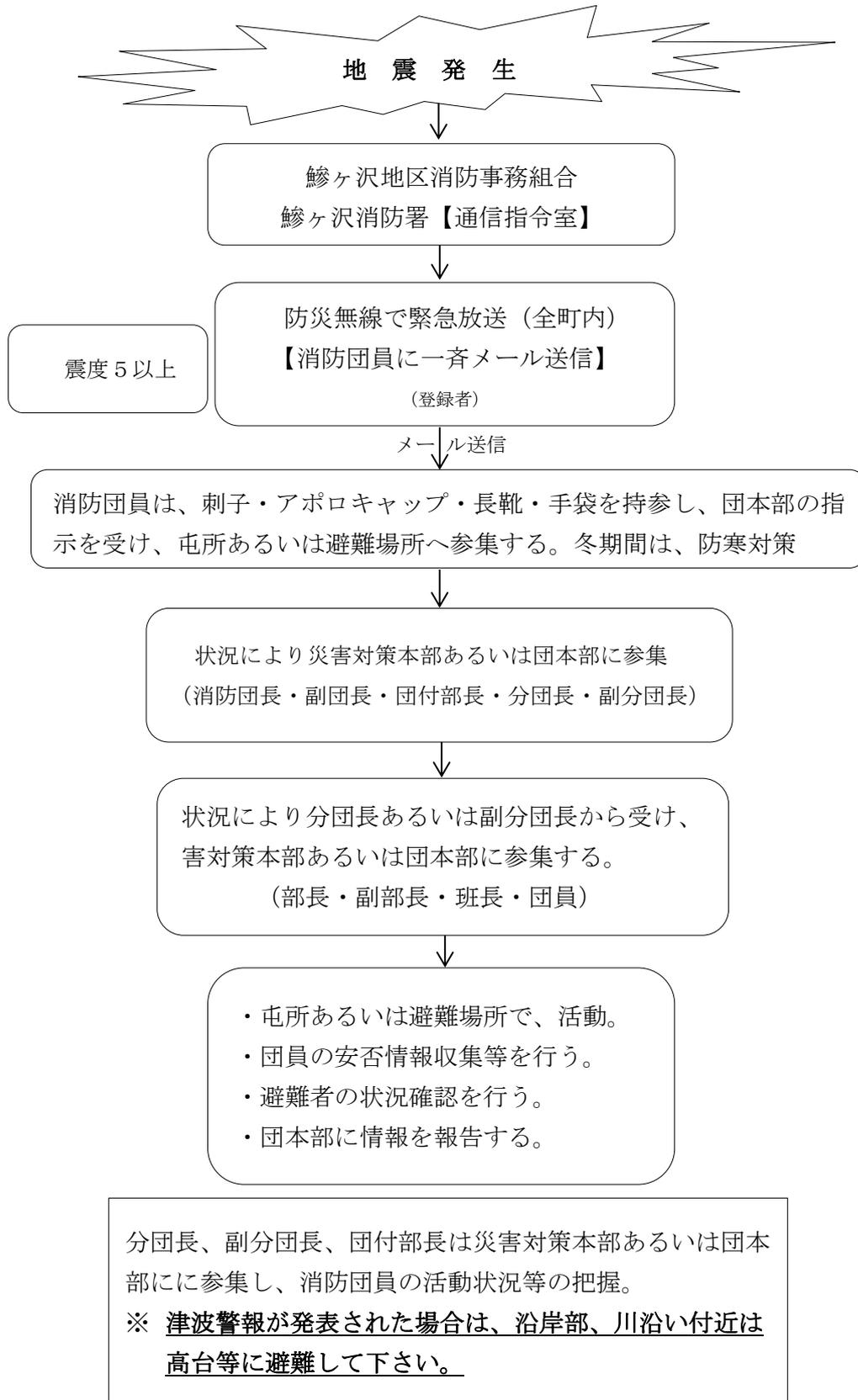
5 災害時消防活動の留意事項

- ① 団長は、災害対策本部に参集し、各分団の指揮隊の活動体制を確立する。
- ② 副団長及び団付部長、分団長・副分団長は、団本部とする、各分団部長又は副部長と連絡を取り、避難している自主防災組織、町内会、婦人防火クラブ等との連携をとらせ、次の状況を随時、団本部へ報告させる。
 - ・ 避難者の状況を把握する。
(避難者数の把握、重軽傷者発生の状況、備蓄品等の状況など)
 - ・ 避難施設(集会所等)、車両、資機材の被害状況を把握し、情報指示命令、活動内容について記録する。
 - ・ 団員の参集状況を把握し、参集状況を聴取した後、ただちに活動に加える。
 - ・ 災害対応体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
- ③ 部長又は副部長は、避難場所での下記の状況把握に努め、団本部に報告する。
 - ・ 避難者の状況を把握する。
(避難者数の把握、重軽傷者発生の状況、備蓄品等の状況など)
 - ・ 避難施設(集会所等)、車両、資機材の被害状況を把握し、情報指示命令、活動内容について記録する。
 - ・ 団員の参集状況を把握し、参集状況を聴取した後、ただちに活動に加える。
 - ・ 災害対応体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。

6 救出活動の留意事項

- ① 人命検索、救助救出活動及び消火活動等の緊急時においては、部長又は副部長は団員の安全確保を最優先とした活動を実施し、副団長又は分団長に報告する。
 - ・ 部長は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し効果的な消防活動の実施に努める。ただし、踏みとどまる気持ちを持つことも必要である。
 - ・ 二次災害発生防止のため、大津波警報が発表され、解除されるまでは、避難先で待機することを原則とする。また、大規模地震の後には必ず余震があることを心得ておき、救助救出活動等、建物等の進入については、特に注意する。
- ② 人命検索、救助救出活動及び消火活動を要する場合は、部長等は、自衛隊、警察と連携のもと、団員の安全確保を最優先とした活動を実施し、副団長又は分団長に報告する。

7 消防団の活動イメージ



※消防署連絡先

鯉ヶ沢地区消防事務組合

鯉ヶ沢消防署（1階）0173-72-2710